

「HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)」設置補助のご案内

薩摩川内市では、再生可能エネルギー利用を促進し、住宅におけるエネルギーの自立化や温室効果ガス排出量を低減すること、災害に強いまちづくりを目的に、補助対象設備(「電動アシスト自転車」「電気自動車等(エコカー)」「超小型モビリティ」を除く)の設置と同時にHEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の設置をされた方に対して補助を行います。ぜひ、ご利用ください。

(※国のZEH支援補助金を受けることができる住宅に設置するHEMS設備については、ZEH補助金での申請となります。)

○申請できる者(以下の4つすべてを満たしている者が申請できます)

- ① 自ら居住・使用する住宅・事務所等に補助対象設備(「電動アシスト自転車」「エコカー」「超小型モビリティ」を除く)を設置する予定の者(個人、法人等)。又は自ら居住・使用するため補助対象設備の設置済み建売住宅・事務所等を購入する予定の者。
- ② 市内の施工業者により対象設備を設置する予定の者。
- ③ 補助金の完了報告書提出の日までに、自ら居住、事務所の使用を始めている者。
- ④ 市税等を滞納していない者。

○対象製品

HEMS・・・ホームエネルギーマネジメントシステムの略で家電や電機設備とつないで電気などの使用料をモニター等で「見える化」したり、「自動制御」するシステムで未使用のもの

○補助額

HEMS設置に加えて、設置した補助対象設備(「電動アシスト自転車」「エコカー」を除く)の導入数に応じて
1設備設置 3万円 2設備設置 5万円 3設備設置 10万円

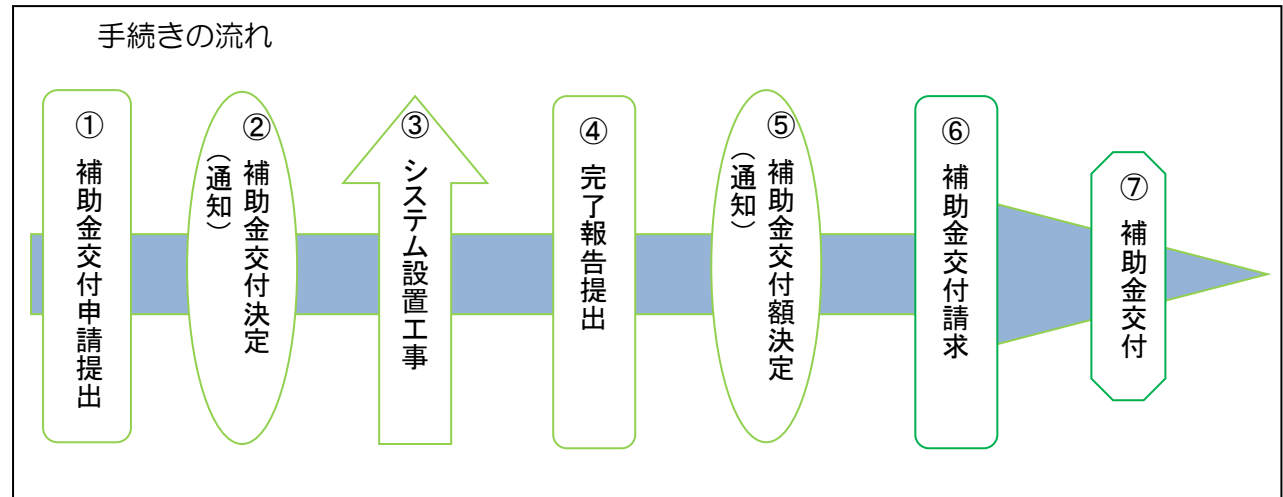
○必要書類 [チェックシートとしてご利用ください]

	補助金交付申請	完了報告
提出書類	<input type="checkbox"/> ①交付申請書(第1号様式) <input type="checkbox"/> ②承諾書(第2号様式) <input type="checkbox"/> ③住民票(3カ月以内に発行されたもの) (法人の場合、住所の証明ができる書類【営業証明書等】) <input type="checkbox"/> ④市税等の滞納のない証明書(1カ月以内に発行されたもの) ※③④を発行する際には窓口で公的身分証明書の提示が必要になります <input type="checkbox"/> ⑤HEMS設備の工事請負契約書又は売買契約書の写し <input type="checkbox"/> ⑥⑤で市内施工業者が確認できない場合、施工予定事業者が市内業者であることの証明書【施工予定証明書】 <input type="checkbox"/> ⑦補助対象機器(太陽光・蓄電池等)の設置が確認できる契約書の写し <input type="checkbox"/> ⑧HEMSの設備内容が確認できる書類 <input type="checkbox"/> ⑨着工前の状況が分かるカラー写真(候補場所含) <input type="checkbox"/> 機器設置箇所 <input type="checkbox"/> モニター設置箇所	<input type="checkbox"/> ①完了報告書(第7号様式) <input type="checkbox"/> ②住民票(申請時と住所が異なる場合) <input type="checkbox"/> ③市税等の滞納のない証明書 (1カ月以内に発行されたもの) <input type="checkbox"/> ④HEMS設備の保証書の写し <input type="checkbox"/> ⑤設置費に係る領収書等の写し <input type="checkbox"/> ⑥交付申請の際に⑥の書類を提出している場合、施工業者の施工証明書【施工証明書】 <input type="checkbox"/> ⑦着工後の状況がわかるカラー写真 <input type="checkbox"/> HEMS機器 <input type="checkbox"/> モニター ※申請時から設置場所が変更になった場合 <input type="checkbox"/> 変更場所の工事前の写真 <input type="checkbox"/> ⑧交付申請の際に③の書類を提出した補助対象機器の設置状況がわかるカラー写真 <input type="checkbox"/> ⑨補助金請求書 <input type="checkbox"/> ⑩振込口座が確認できるものの写し
備考	<input type="checkbox"/> 設置工事の着工前に提出 <input type="checkbox"/> HEMS機器設置工事の工期の記入 <input type="checkbox"/> 書類の印鑑が統一されていること	<input type="checkbox"/> HEMSの設置工事にかかる経費の領収日から60日以内 <input type="checkbox"/> 申請時と書類の印鑑が統一されていること

☆地球にやさしい環境整備事業補助金(令和2年4月～令和3年3月)

○申請手続き

※ 工事の着工前に、補助金交付申請書類をそろえて提出してください。



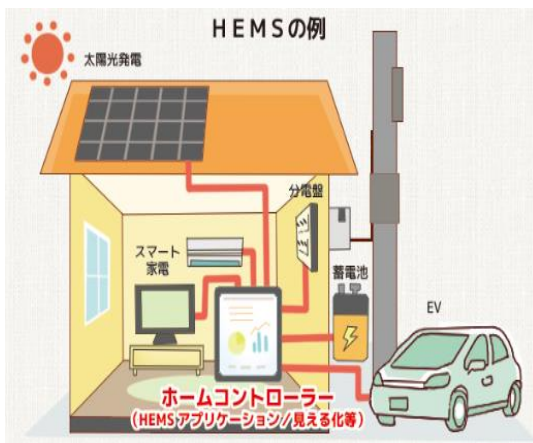
○設置される方への注意事項

《申請について》

- ◆ 補助金交付申請の受付は、窓口でのみ行います。(郵送不可)
- ◆ HEMS設置に係る経費の領収日から60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書類の提出してください。
完了報告の提出が遅れた場合、補助金が交付できません、ご注意ください。
- ◆ 期日までに提出が困難な場合は、ご相談ください。
- ◆ 受付件数が予算に達した時点で、補助は終了となる場合があります。
- ◆ 書類に使用する印鑑は、同一のものを使用してください。(スタンプ印(シャチハタ等)不可)
- ◆ 市税等の滞納のない証明書は、本庁または各支所税務窓口で補助金交付申請書をご提示いただければ、無料で発行できます。

《申請後について》

- ◆ この補助金を利用して設置したHEMS設備は、市長の承認がなければ、法定耐用年数(5年)の期間内は処分・譲渡等することはできません。
- ◆ 補助金の交付を受けたご家庭には、設備の使用状況、ご家庭での電気・ガス等のエネルギー使用量等の資料提供をお願いすることとしています。ご協力をお願いします。



【問合せ先】

薩摩川内市役所 本庁 次世代エネルギー課
TEL:0996-23-5111

次世代エネルギーウェブサイト

<https://jisedai-energy-satsumasendai.jp/>

詳細・様式・記入例はウェブサイトをご覧ください。